

2024年2月22日

各 位

会 社 名 カルナバイオサイエンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉野 公一郎
(コード番号：4572)
問合せ先 取締役経営管理本部長 山本 詠美
(TEL：078-302-7075)

事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）
の導入に関するお知らせ

当社は、2024年2月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関連する議案を、2024年3月26日開催予定の第21回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

導入する事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）の概要

- ・当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）に対し、一定の期間（評価期間）及び数値目標を予め設定し、当該評価期間内に当該数値目標を達成した場合に、当社の普通株式を報酬として付与する制度です。
- ・当初の評価期間及び数値目標は以下のとおりです。
数値目標：時価総額500億円
評価期間：2024年3月26日から約3年間
- ・本株主総会において、本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、2020年3月26日開催の第17回定時株主総会でご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度は廃止いたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度の導入は、本株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の金銭報酬の額は、2020年3月26日開催の第17回定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を導入することに伴い、現行の上記報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。また、金銭報酬とは別枠で、同日開催の第17回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式の付与のため（以下かかる付与のための制度を「旧株式報酬制度」といいます。）、年額2億円以内の金銭報酬債権を支給すること、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は年200,000株以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間と

すること等につき、ご承認いただいておりますが、本株主総会において、本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、旧株式報酬制度は廃止し、今後は旧株式報酬制度に基づく株式交付及びそのための金銭報酬債権の付与は行わないものとします。

各対象取締役への具体的な交付の時期及び内容については、その報酬枠の範囲内にて、以下に定める内容に従い、当社の取締役会において決定することといたします。

なお、当社は、2018年2月22日開催の取締役会において、旧株式報酬制度と同様の、当社の従業員に対する譲渡制限付株式付与制度を導入しており、本議案をご承認いただいた場合にも、当該譲渡制限付株式付与制度は引き続き存続いたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間は、2024年3月26日から2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。）中の数値目標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該数値目標を達成した場合、あらかじめ当社取締役会が対象取締役ごとに設定した数の当社普通株式を、対象取締役の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度であります。したがって、本制度は業績の数値目標の達成成否に応じて当社普通株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か及び交付する株式数は確定しておりません。

なお、当初の数値目標は、時価総額500億円とし、当該数値目標の達成成否は、評価期間中の各月の時価総額の平均値（各月末日（ただし、当該末日が休日の場合には当該末日の前営業日とし、評価期間中の最終月は、2026年12月期に係る当社定時株主総会の日とします。）を含む過去25営業日の終値を足し、25で割った値）をもって判断し、評価期間中一月でも達成すれば、当該数値目標を達成したものとします。

3. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の支給方法

当社は、対象取締役に対し、当該対象取締役が割当てを受ける株式数に、割当てを受ける当社普通株式の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各対象取締役に当社普通株式を割り当てます。なお、割当てを受ける当社普通株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に特に有利とされない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。

(2) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は合計年200,000株以内、支給する金銭報酬債権の額は合計年2億円以内といたします。

(3) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

(4) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無

償割当てを含みます。以下同じ。) によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

以上